

令和2年5月5日

各生活衛生同業組合 理事長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
施設の使用制限等の協力要請等の期間延長について

令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長することとされました。

また、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたが、岐阜県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に引き続き位置付けられることとなりました。

これを受け、現在、岐阜県内全域を対象とし、4月18日から5月6日までの間実施している、県民の皆様に対する特措法第45条第1項に基づく徹底した外出自粛要請及び事業者の皆様に対する同法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請について、要請期間を5月31日まで延長することとしました。

貴団体におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

今後も、県民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしく願います。

※ 施設の使用制限等の詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式ホームページ】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・「休業協力要請」について
- ・新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策 第二版
- ・新型コロナウイルス感染症に係る知事メッセージ